



私たちは、毎日の生活の中でたくさんの水を使用しています。その水の多くは汚水となり、川などに流れていきます。

しかし、使った水を汚れたまま川に流してしまえば、美しく豊かな自然は破壊されてしまいます。

大切な環境を守るため、汚水を処理して、きれいな水にする必要があります。その役目を担うのが**浄化槽**です。

浄化槽にその機能を十分に発揮させるため、正しく使用し、**保守点検**と**清掃**を行い、**法定検査**を受けましょう。

彩の国
埼玉県

浄化槽を正しく使いましょう

子供たちに

きれいな水を

指定検査機関 埼玉県では、次の法人を法定検査の実施機関として指定しています。

(一社) 埼玉県環境検査研究協会

①土呂支所 さいたま市北区土呂町1-50-4

☎048-778-8700

②西部支所 坂戸市八幡1-11-34

☎049-284-2911

(一社) 埼玉県浄化槽協会

法定検査部

③深谷市田谷11

☎048-501-5707

④支所 杉戸町清地5-4-10

☎0480-33-3535

検査手数料

(非課税)

対象処理人員	設置後の 水質に関する検査	定期水質検査
10人槽以下	14,000円	6,000円
11～20人槽	15,000円	8,000円
21～50人槽	17,000円	11,000円
51～300人槽	22,000円	14,000円
301～500人槽	24,000円	16,000円
501人槽以上	40,000円	32,000円

指定採水員制度とは (10人槽以下の浄化槽が対象となります。)

指定検査機関から指定を受けた採水員(保守点検業者)が法定検査の補助作業を行うことができます。

具体的には…

- ①検査の案内
- ②BOD検査用試料の採取
- ③外観検査
- ④水質検査
- ⑤書類検査

指定採水員が行った現場調査結果と放流水のBOD測定結果を基に、指定検査機関が総合判定を行い、検査結果書を発行します。

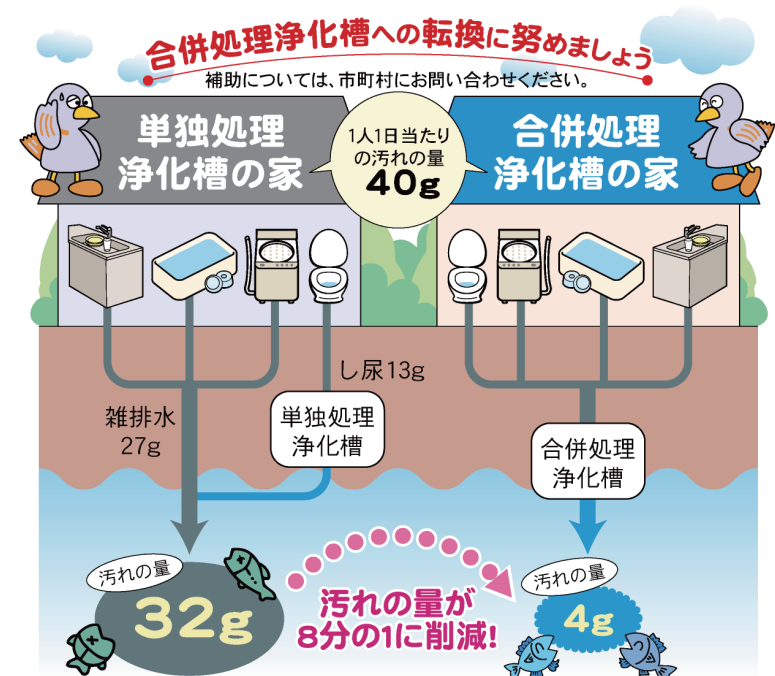
ただし、5年に1回は指定検査機関の検査員が検査を行います。



保守点検の回数

通常の使用状態において最低限必要な点検回数です。

単 独 処 理	処理方式	全ばっ気	分離接触ばっ気 分 離 ば っ 気	散 水 ろ 床 平 面 酸 化 床
	規模 (人槽)			
	20人槽以下	3か月に1回以上	4か月に1回以上	
	21人～300人槽以下	2か月に1回以上	3か月に1回以上	6か月に1回以上
合 併 処 理	処理方式	規模(人槽)又は種類	回 数	
	標準活性汚泥 長時間ばっ気	—	1週に1回以上	
	接触ばっ気 回転板接触 散水ろ床	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置 または凝集槽を有する浄化槽	1週に1回以上	
		②スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整 槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く)	2週に1回以上	
		③ ①及び②以外	3か月に1回以上	
合 併 処 理	分離接触ばっ気 嫌気ろ床接触ばっ気 脱窒ろ床接触ばっ気	21～50人槽以下	3か月に1回以上	
		20人槽以下	4か月に1回以上	



BODとは…!

水の中に含まれる汚れを微生物が食べて分解するときに使われる水の中の酸素の量です。川や排水などの汚れの程度を表します。

浄化槽に関する相談、問合せは下記で受け付けています

各市町村浄化槽担当課

埼玉県中央環境管理事務所

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 ☎048-822-5199

埼玉県西部環境管理事務所

川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4F ☎049-244-1250

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市六軒町5-1 東松山地方庁舎 ☎0493-23-4050

埼玉県秩父環境管理事務所

秩父市東町29-20 秩父地方庁舎 ☎0494-23-1511

埼玉県北部環境管理事務所

熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎 ☎048-523-2800

埼玉県越谷環境管理事務所

越谷市越ヶ谷4-2-82 越谷合同庁舎 ☎048-966-2311

埼玉県東部環境管理事務所

杉戸町清地5-4-10 ☎0480-34-4011

埼玉県環境部水環境課

さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-3083 FAX048-830-4773



R8.5

埼玉県合併処理浄化槽
普及促進協議会

環境に配慮した植物油インク
を使用しています。



再生紙を使用しています。

法定検査を受けましょう

